

岐阜労働局発表
平成29年3月30日（木）

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課	
	職業安定課長	鷺見 和彦
	職業安定課長補佐	森崎 泰行
	電話	058-245-1311
	FAX	058-245-3105

報道関係者 各位

岐阜県と岐阜労働局が雇用対策協定を締結

岐阜県と岐阜労働局は、県内企業の人材確保支援並びに働き方改革の推進に向け、県が行う「岐阜県成長・雇用戦略」等に基づく施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施するため雇用対策協定の締結をいたしましたのでお知らせします。

記

1. 雇用対策協定の重点取組事項

- 企業の人材確保支援
- 働き方改革の推進
- 女性の活躍推進
- 若者の活躍推進
- 障害者等の活躍推進

2. 協定締結日

平成 29 年 3 月 30 日

岐阜県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、岐阜県と厚生労働省岐阜労働局（以下「岐阜労働局」という。）が、県内の産業人材の確保及び育成並びに就業環境の整備の実現に向け、相互に連携して雇用に関する施策を推進することを目的として締結する。

(事業計画)

第2条 岐阜県及び岐阜労働局は、前条に定める目的を達成するため、毎年度具体的な取組の内容及び実施方法を「岐阜県雇用対策協定に基づく事業計画」として定める。

(運営協議会)

第3条 岐阜県及び岐阜労働局は、前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価を行うための運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は別に定める。

(要請)

第4条 岐阜県知事及び岐阜労働局長は、本協定の内容の実施に関して相互に要請することができ、当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

(情報共有)

第5条 本協定に基づく事業を実施するに当たり、岐阜県及び岐阜労働局が知り得た情報については、厳格な管理の下、利用者目線に立ったサービスを提供するため、必要な範囲内で情報共有するものとする。

(秘密保持)

第6条 本協定に基づく雇用対策に関する取組において、岐阜県及び岐阜労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の内容について改定する必要が生じた場合は、岐阜県及び岐阜労働局は協議し、決定するものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、岐阜県知事及び岐阜労働局長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

平成29年3月30日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

厚生労働省岐阜労働局長 本 間 之 輝